

## 行動規範（Code of Conduct）

お取引先の皆様、お客様、サプライヤーの皆様

私たちが手がけてきたプラズマによる表面処理は、産業プロセスの設計のあり方を大きく変えてきました。私たちは、プロセスをより持続可能で、効率的かつ経済的なものとし、最先端の表面処理におけるパイオニアとしての地位を確立してきました。

大気圧プラズマ装置の開発・製造におけるグローバルリーダーとして、私たちは、環境に対する責任について最高水準を維持しながら、プラズマ技術の可能性を絶えず押し広げていくことを目指しています。プラズマトリートにとって、イノベーションは生き方そのものです。

ファミリー企業である私たちは、倫理的で、互いを尊重し、環境に配慮し、社会的責任を果たす、プロフェッショナルな協働を大切にしています。力を合わせることで、私たちには、業界のみならず世界そのものをより良い場所にしていける機会があります。

皆様が私たちの共通の成功に寄せてくださるご貢献に、心より感謝申し上げます。

敬具

Christian Buske      Lukas Buske      Magnus Buske

## 日々の事業活動における行動規範の役割

本行動規範は、日々の事業活動において当社の役職員一人ひとりに適用される基準を定めるものです。責任ある企業として、当社自身には、社内向け行動規範において、これよりもさらに高い水準を課しています。お取引先様、お客様およびサプライヤーの皆様には、少なくとも本規範に定める水準を満たしていただくことを期待します。

本行動規範は、当社の企業文化および協働の文化の基盤であり、当社とお取引先の皆様が力を合わせて、地域社会と環境に良い影響を与えていくための土台となるものです。

違反は容認されず、取引関係およびそれに基づくすべての契約の解消につながることがあります。

## 適用法令の遵守

すべての関係法令の遵守は、あらゆる事業活動の基本です。企業として、また従業員一人ひとりが、常に法令を遵守して行動することを確保してください。

これは、特に、水平的・垂直的な取引関係における独占禁止法・競争法の遵守、ならびに輸出入関連法令の遵守について当てはまりますが、これらに限られません。

## サプライチェーンにおけるデューデリジェンス

サプライチェーンにおける環境への悪影響および人権侵害を特定し、最小化し、防止するためのデューデリジェンスの仕組みを構築し、維持してください。サプライチェーン全体を通じて、法令上のデューデリジェンス義務の遵守を確保してください。

## 社会基準

### 人権と機会均等

バリューチェーン全体を通じて、人権の尊重、とりわけ児童労働、強制労働および（現代的）奴隷制の禁止が確保されなければなりません。従業員は、いつでも雇用関係を終了することができます。

国籍、居住地、肌の色、政治的見解、性別、妊娠、年齢、宗教、性的指向、身体的・精神的障害、出身国または民族的出自を理由とする従業員への差別は容認されません。個人的、心理的または性的なハラスメントは容認されません。すべての従業員は、常に敬意と尊厳をもって処遇されます。個人のプライバシーは尊重されます。いかなる形態の差別も許容されません。

### 労働安全衛生

日々の業務における従業員の心身の健康に責任を持ってください。事故を防止するための予防措置を講じるなど、職場における安全と衛生を確保してください。

従業員が安全衛生に関する情報にいつでもアクセスでき、定期的な研修を受けられるようにしなければなりません。飲料水および衛生的な衛生設備は、すべての従業員が自由に利用できなければなりません。

### 労働時間と報酬

すべての従業員は、業界水準に沿い、法令に適合し、かつ適切に定められた労働時間、休憩および年次休暇を得る権利を有します。時間外労働は自発的なものとし、週 12 時間を超えないものとします。

時間外労働が必要となる場合も、法令および契約により認められる範囲を厳格に守ります。従業員一人当たりの週の所定労働時間は、通常 48 時間未満とします。6 日間連続して勤務した後は、少なくとも 1 日の休日を与えなければなりません。

### 苦情への対応

負の影響を受けるおそれのある個人や地域社会が、苦情を申し立て、または問題を報告することのできる実効的な仕組みを整備してください。

### 結社の自由

すべての従業員は、労働組合または従業員代表機関（労使協議会等）を組織し、これに加入する権利を有します。かかる組織の設立もしくは加入またはその構成員であることを理由に、何人も差別されてはなりません。

従業員代表が平和的かつ適法にその権利を行使できるよう、従業員代表には、同僚と自由に接触できることが保障されなければなりません。

### 紛争鉱物への対応

紛争鉱物であるスズ、タングステン、タンタルおよび金、ならびにコバルト等のその他の原材料については、紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンを促進するため、OECD（経済協力開発機構）のガイドンスに沿ってデューデリジェンス義務を履行する仕組みを構築し、サプライヤーにも同様の対応を求めてく

ださい。適切かつ監査済みのデューデリジェンスの仕組みを持たない製錬業者および精製業者の利用は、避けるべきです。

## 環境基準

### エネルギー効率と CO<sub>2</sub>排出

エネルギー消費が及ぼす影響を認識し、エネルギー効率の高い技術を採用してください。エネルギー消費を監視・記録し、CO<sub>2</sub>排出の削減のためにも、可能な限り省エネルギーにつながる選択をしてください。

### 廃棄物の削減

廃棄物を最小限に抑え、原材料の効率的な利用とリサイクルを優先してください。特に環境に有害な物質を取り扱う場合には、責任ある処理・処分の手順を確保してください。

### 原材料と資源

エネルギーおよび水を含め、バリューチェーンで使用するすべての資源・原材料の責任ある利用を確保し、その使用量の削減または回避を常に念頭に置いてください。貴社およびすべての下請業者が、合法かつ持続可能な方法で調達された木材および木材製品のみを使用していることを、証明可能な形で確保してください。

### 排出と排水

すべての排出（大気汚染物質および騒音）ならびに排水は、監視し、必要に応じて処理しなければなりません。排出および排水の最小化に努めなければなりません。

## 倫理基準

### 誠実性と金融犯罪の防止

横領、窃盗、着服、贈収賄、恐喝、腐敗、不当な影響力の行使および不正な利益の受領、ならびにマネー・ローンダリング、脱税その他の犯罪性のある金融取引のあらゆる形態に対して、断固たる姿勢で臨んでください。

独占禁止法を含むすべての法令を遵守した、透明で、信頼に足る、責任ある、誠実かつ持続可能な事業活動を確保し、その監視と徹底のための適切な措置を実施してください。

### 個人情報保護と人工知能（AI）の利用

個人データが責任をもって取り扱われることを確保することにより、お取引先のプライバシーに関する権利を守るとともに、従業員に対して個人情報保護および情報セキュリティに関する研修を定期的実施してください。個人データの取得、保存、処理、移転および開示に関する関係法令を遵守しなければなりません。

AI を利用した開発については、法令に適合し、信頼性が高く、差別のないものとする責任を負ってください。AI の利用は、常に人間の管理の下に置かれるものとします。

### 知的財産権

知的財産権を尊重し、常に細心の注意をもって取り扱い、知的財産権および第三者の営業上の情報が保護されることを確保してください。

### 製品関連コンプライアンス（テクニカル・コンプライアンス）

当社の製品に組み込まれ、または当社が使用する資材、部品、物品もしくはサービス（ソフトウェア、ハードウェアおよび IT システムを含みます。）を供給するお取引先は、供給するすべての製品および提供するすべてのサービスが、適用される法令、規制その他の拘束力のある製品要件に完全に適合することを確保する義務を負います。

これは、特に、製品安全、当社が定める要件への製品の適合、製品に関する環境保護、製品のサイバーセキュリティおよびデータ保護、ならびに知的財産権の尊重について当てはまりますが、これらに限られません。

貴社は、当社が求める法令、規格および基準を遵守し、バリューチェーン全体を通じてその遵守を確保することを約束します。適切な業務プロセスと体制を整備することにより、従業員がこれらの要件を満たすことができるようにしてください。

## 最終条項

### 要求事項の実施

当社は、本行動規範の遵守状況を、適切な方法（例：自己評価質問票、または事前の合意に基づく貴社生産拠点でのリスクベースの監査）により確認する権利を留保します。本行動規範の違反が確認された場合には、是正のための相当な期間を設定します。当社は、この期間中、取引関係を一時的に停止する権利を留保します。

有責の違反があった場合、または設定された期間内には是正がなされなかった場合には、取引関係およびそれに基づくすべての契約を解消することがあります。法令に基づく特別解約権（特に重大と評価される違反の場合）および損害賠償請求権は、影響を受けません。

### 確認と同意

本書に署名することにより、貴社は、責任をもって行動し、日々の事業活動において本規範の遵守と維持を確保することを約束します。貴社は、本規範の内容に従業員、代理人および下請業者に周知し、必要に応じてその実施のための措置を講じることを約束します。貴社は、サプライチェーンにおけるリスクを特定し、必要に応じて適切な措置を講じるものとします。リスクの高いサプライチェーンまたは現実の違反が確認された場合、貴社は、その違反、リスクおよび講じた措置について、速やかに、また必要に応じて定期的に、当社に報告するものとします。

### 正文

本書は、英語で作成された原文「Code of Conduct (External) Rev. 03」の日本語訳です。本訳文と英語原文との間に解釈の相違がある場合は、英語原文が優先します。

会社名： \_\_\_\_\_

氏名： \_\_\_\_\_

役職： \_\_\_\_\_

日付： \_\_\_\_\_

署名： \_\_\_\_\_